

## 愛南町御荘地区沿岸津波対策検討委員会設置要綱

### (名称)

第1条 この会は、「愛南町御荘地区沿岸津波対策検討委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、逼迫する南海トラフ地震による津波災害から人命・財産を守り、被害の軽減を図るため、重点整備海岸に位置付けられた海岸のうち、御荘地区の3海岸(御荘港海岸、長崎海岸及び成瀬海岸)において、津波対策の検討を行うことを目的とする。

### (検討事項)

第3条 委員会は次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 津波対策に関する基本的な事項
  - ・海岸保全施設及び関連施設の配置・構造
  - ・環境保全に関する事項
  - ・優先整備工区に関する事項
  - ・その他施工にあたり配慮すべき事項
- (2) 住民の合意形成等に関する事項
- (3) その他前条の目的を達するために必要な事項

### (組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 漁業関係者
  - (3) 住民代表者
  - (4) 行政関係者
- 2 委員会には、委員の互選により選任した委員長を置き、委員長は委員会の意見を統括する。
- 3 委員長が不在又は事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 委員会には、委員長が必要と認めたものをオブザーバーとして出席させ、意見を求めることができる。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長の指示により事務局が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

### (事務局)

第6条 委員会の運営に係る事務を行うために、事務局を愛南土木事務所に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員会により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

(別表)

愛南町御荘地区沿岸津波対策検討委員会委員名簿

役職	所属	職	氏名	備考
委員長	愛媛大学	名誉教授	山口 正隆	海岸工学
委員	松山東雲短期大学	名誉教授	松井 宏光	植物社会学
委員	愛南漁業協同組合	代表理事組合長	立花 弘樹	漁業関係者
委員	御荘地域行政協力員	上町地区代表	鷹野 正志	住民代表者
委員	愛南町	町長	清水 雅文	地元行政関係者
委員	愛南土木事務所	所長	中島 稔淳	行政関係者

敬称省略